

3 都市とムラの水鳥

朝日百科・日本の歴史別冊 歴史を読みみなおす一八 「ひとと動物の近世―つきあいと観察」 一九九五年五月 朝日新聞社



「鷹狩図屏風」から 日東紡績株式会社蔵

日本の冬の到来を告げる、カモやガン、ハクチョウなどの北からの渡り鳥。古くより文人墨客にも愛好されてきたこの水鳥たちは、詩歌に詠まれ、古典文学、絵画などの中に多く描かれてきた。その周期的に去来する渡りの行動によって想起された、常世とこの世を行き来する「霊鳥」としての神秘性あふれるモチーフは、多くの芸術世界に影響を与えている。現代においても、その叙情的なイメージは、農村から離れた多くの都市生活者に浸透しているし、自然が残されていることのシンボルとして、より大衆レベルまでそのイメージを共有してきているといっても過言ではない。しかし、ほんの数十年前までこれらの水鳥は、湖沼



香取鳥見神社の旧社殿 秘 橋 造だが、現在は無い。写真/江口行輝



香取鳥見神社石碑 上の社殿建設の寄付記録。写真/安藤洋児

河川などの水辺に生活し、人々はそこから、まさしく「獲物」そのものとして、自然の恵みを受受していた。そこには、叙情的、感傷的な対応など思いつくことなしに、即物的に日々の糧として利用するような実際の生活世界が広がっていた。そのような世界に生きる人々は、ときおり自然をめぐるような現代都市に生きる我々とは、かなり異なった自然認識を抱いていたのであり、鳥たちと密接に取り結ばれる多くの知識、技術、技能といったものを伝承してきた。また一方で、獲得された水鳥たちの流通、消費の側面を見ると、自然と乖離していたはずの都市の住民にも、どうやらかつては水鳥利用をめぐる実際のな世界

が広がっていたようである。近世期より水鳥は、単に水辺の狩猟者自らの消費に供されるのみならず、広い範囲に流通していった。実はその先に待ちうけていた最終的な消費者として、華やいた文化を謳歌する都市の住民たちがあつたのである。村ぐるみで行う伝統的な鳥猟を考へる上において、この大消費地「都市」との関連は無視できない。

「水鳥猟のムラ」

当社再建寄付

- 米三十俵 御領主松前八左衛門源 武広
 - 金 百兩 江戸安鎮町 東国屋伊兵衛
 - 金五十兩 同町 鯉屋七兵衛
 - 金三十兩 千住河原 鮎屋新兵衛
- 天保六年六月

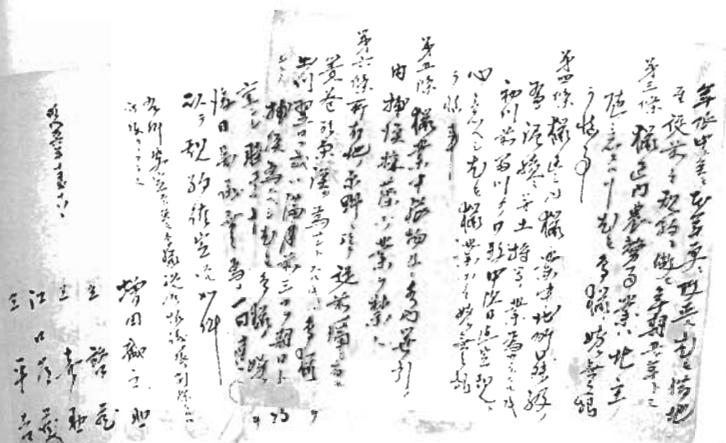
これは、千葉県東葛飾郡沼南町布瀬という一小村の鎮守、香取鳥見神社に建てられた石碑の碑文である。現在の香取鳥見神社は近年焼失したのにもない、新しく建造された社殿で、往時の面影は残していないが、それ以前は細微な彫刻を施した総檜造の神社であった。その立派な社殿を天保期（天保六年―一八三五）に造立した際に、布瀬のムラが受けた寄付の明細を記したものが、この碑文である。これを見ると、布瀬のムラは領主より米を賜った他に、江戸の者三名より百八十兩に上る寄付を受けている。この碑文に登場する江戸安針（鎮）町東国屋伊兵衛という人物は、布瀬とどのような関係を持ち、いったい



鳥獵 開始の鼈太鼓 布瀬は親浜といい、近隣に唯一出 獵の合図ができた。



香取鳥見神社の森を見る 船成方面から。遠方の森、右端が神社。昭和12年(1937)撮影。



猟区内の取り決め 鳥獵の時期は、獵の妨げにならぬよう鳥獵組合員100人以上もが署名・捺印して様々に取り決めがなされた。明治26年(1893)10月26日付猟区設定規約から。沼南町教育委員会蔵



現在の布瀬 上と同じ方角を望む。撮影/安藤洋児

【鴨獵のムラ】

何ゆえに、江戸から離れたこの鄙びた農村に、このように百両という多額の寄付を施しているのだろうか。

沼南町布瀬は、手賀沼に岬状に突き出した舌状台地の先端部に立地し、第二次世界大戦後の大規模な手賀沼干拓以前には、ムラの三方を沼に囲まれる水辺のムラであった。そこでは「水辺」と密接に関わる生業が長年営まれてきた。幕末期、東関東の風物を著した「利根川図志」には手賀沼について「……この沼の産物は水鳥(鴨類ナガ・アジ等、又雁、鴻等)、鰻鱺(夜漁す故にヨムナギといふ、江戸にても貰すとぞ)」とあり、「水辺」の産物が鳥類、魚類、水生植物などにわたって多岐に利用されていたことがわかる。特に「鰻鱺(ウナギ)」は「江戸にても貰すとぞ」とあり、近世末には江戸にまで流通していた。手賀沼はかつては「水辺」の産物の大きな供給地であり、消費地とはその交流を通じて密接に関わっていた。この消費地江戸(その後の東京)との緊密な結びつきは、布瀬のかつての生活実態を知る上で重要な手がかりとなる。

布瀬では、第二次世界大戦以前まで、農閑期の冬場にハリキリアミ獵とボタナミ獵と呼ばれる水鳥獵が行われていた。ハリキリアミ獵はいわゆるカスミ網である。ボタナミ獵は一般にモチナワミ獵と呼ばれ、細繩に鳥モチを付けて、それを沼に流し遊泳中の水鳥をからめ捕る狩猟技術である。これらの伝統的狩猟技術は、手賀沼に限らず全国の河川、湖沼地帯に広く見られたが、第二次世界大戦を前後してそれを取り巻く状況が大きく変化することになる。戦後、連合国軍総司令部(GHQ)天然資源局の勧奨により狩猟法が改正され、カスミ網や鳥モチを使用する伝統技術が禁止されることになった。その上、食料増産政策にともない各地の「水辺」が理め立てられ水田化されたことよって、水鳥の飛来数は激減した。そのため、近世期より継承されてきた伝統的狩猟技術は、そのほとんどが日本の「水辺」からその姿を消すこととなったのである。

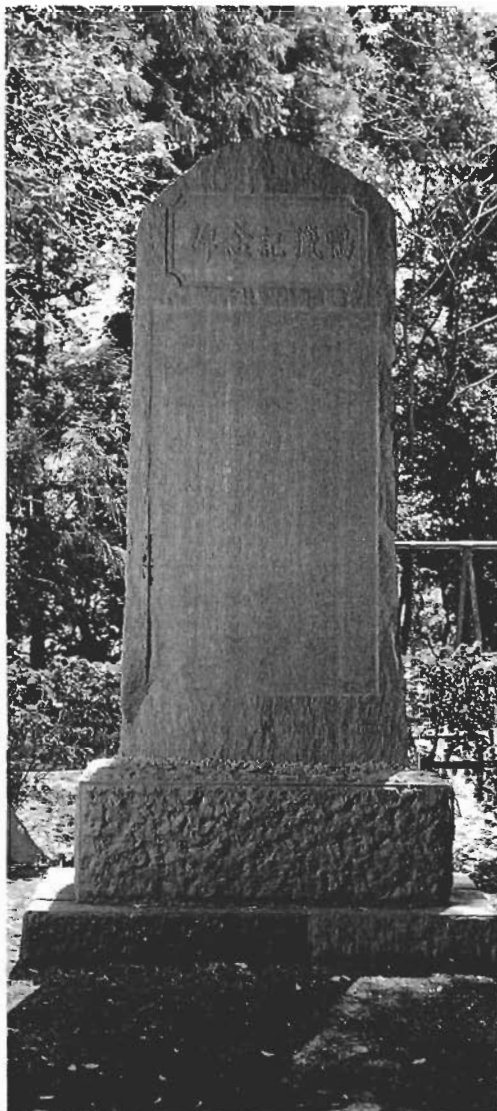
手賀沼では昭和の初め、布瀬を含む十二の集落で共同して手賀沼共同鳥獵組合を組織し、水鳥獵の管理運営を行っていた。鳥獵組合の中で布瀬の占める位置



収穫の備踏み 仲買人が早速獲物を引き取る。写真/堀内智実(この段すべて)



ボタナ(モチナワ)にかかる罠 布瀬村のみ、鷹モチ子猟ができる。



香取鳥見神社境内の鴉猟記念碑 写真/安藤洋児

上は鳥猟関係の研究者であり写真家の堀内諒位(1903~48)が昭和10年代に撮った写真記録の一部。伝統的狩猟法について縮写で克明に残しているため、現在は絶えた狩猟法についてもよくわかる。上はそのうちの手賀沼の鴉猟の取材記録。

寛政10年(1798)に布瀬村が周囲に働きかけ始めた共同狩猟が、埋め立てにより猟場を失い、解散した経緯を記す、昭和17年(1942)の石碑。題字は貴族院議員で鳥類研究者・理学博士の黒田長礼。



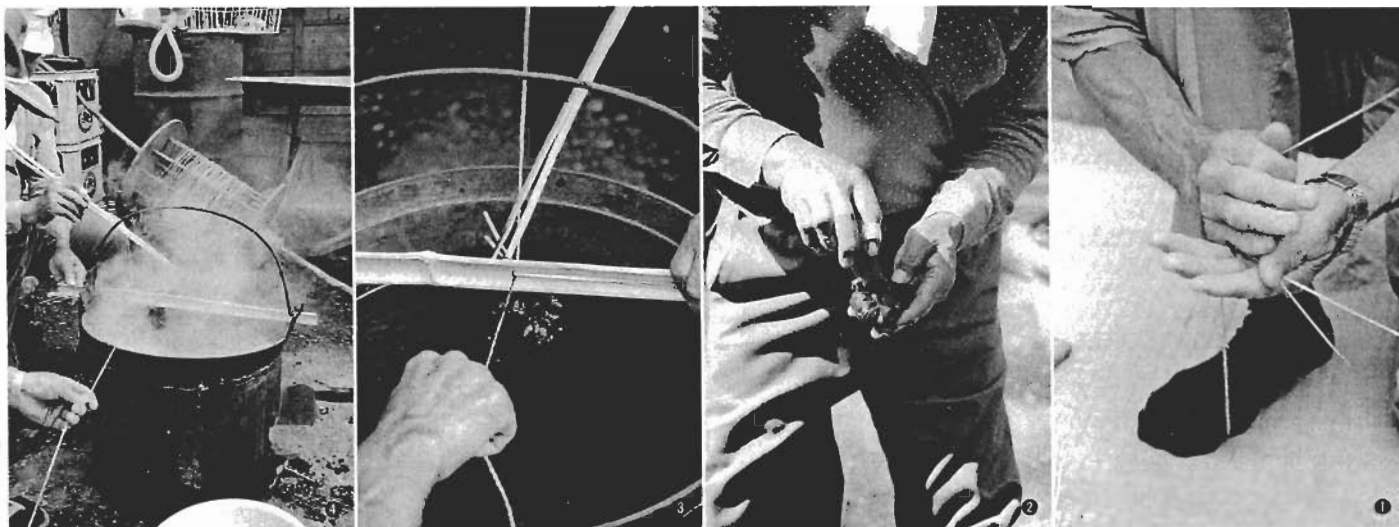
近世のモチナワ猟 「狩猟図説」から 東京国立博物館蔵

手賀沼周辺は、古くから水鳥の飛来地として有名であり、現在でもその姿が多く見られる。水鳥猟が行われていた当時、狩猟の対象鳥は確認されただけでもガン・カモ類を中心に三目三科二十一種にも上り、手賀沼周辺の人々は、このような多岐にわたる水鳥を獲得し、販売することによって、農閑期である冬場の生活の一助としていたのである。

(利根川図志)

は別格で、他の集落からは「親浜」と呼ばれていた。「親浜」の布瀬は、①全集落の出猟日、出猟時間を決定することができる、②鳥猟組合を取りしきる幹事長を常に選出できる、③ボタナ猟を独自のに行うことができるといった特権を有していた。近世末には、この布瀬を中心とする水鳥猟の組織化は進行していたように、当時の記録には次のように描写されている。

九月下旬より二月上旬の間、沼畔三十六村の人々五日目を当日と定め、晴夜を待ち、布瀬村の告を待つて発す。網二十段を一人前の業とす。各その信地あり。岸より潭に向ひ次第に竹を植て、網を張るに十段、これを二重にす。この網を張る事全岸を隔がすを以て、鳥皆沼中に集まる。この時布瀬村の人網繩を水中に流す。これに再驚きて沼畔に飛行きて沼周の衆網に要るを、潜まり居て捕るなり。この二は相須つの業なるを以て、共にその約を爽ふ事なし。



布瀬のボタナ罾 ①縄をなう。縄はカヤ(オバナ)製。②モチを練る。③モチをつけながら縄を割竹の穴に通してモチの量を一定にする。④ワクにモチをつけたボタナを巻きつける。⑤からは2人1組。⑥湖面にボタナを流す。作業復元写真/沼南町教育委員会

【マガモが基準に】

手賀沼の水鳥猟師は、水鳥の仲買人の集まったカイシヨ(会所)に自分の捕った獲物を持ち寄り、売り渡す。仲買人には、東京・千住あたりから直接買いつけに来るものと、地元で仲買をして東京の千住、京橋あたりに卸すものの二種類があった。カイシヨで値段が決まり売買されるのであるが、この手賀沼周辺では独特の売買システムにのっとり、売買が行われていた。これはハヨセ(羽寄せ)というシステムである。

まず、カイシヨで集まった仲買人と狩猟者が、その時々々の需給関係を見ながら相場を決める。カモ類は明治末までは、歳末や年頭の贈答品に供されたため年末に相場は、特に跳ね上がったといわれる。カモの相場は、東京付近では手賀沼を第一とし、東京の相場は、この沼の捕獲数の如何によって高低を生ずるほどのカモ類の重要な生産地であり、東京の水鳥相場に大きな影響を与えていた(『風俗画報』三三〇号)。

ハヨセのシステムの特徴は、鳥それぞれの販売価格の決め方にある。値段は、まずマガモの雌雄一つがい



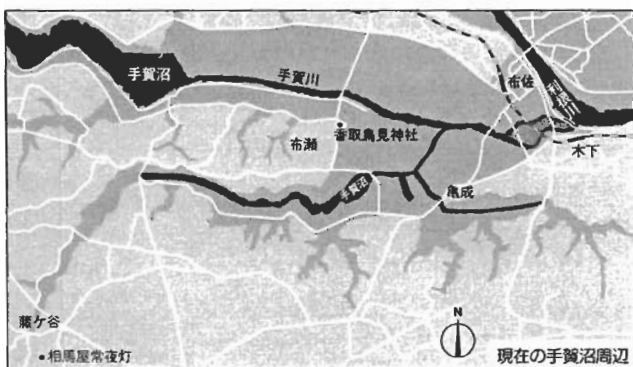
の値段を決める。これが相場である。その他の鳥はこのマガモの雌雄一つがいに対して、同じ価値を持つ羽数がそれぞれ固定している。筆者の聞き取り調査によると昭和初頭には、たとえば布瀬でいうアカ(ヒドリガモ)などは「四羽寄せ」といって、マガモの一つがいに対し四羽が等価であるとされていた。またタカ(マガモ)は「七羽寄せ」といって、マガモの一つがいの値段とタカ七羽の値段が同じに決められていた。そしてマガモより大型のガン(マガン)などは、やはりその価格はマガモ一つがいの二倍と固定していた。

このようにハヨセのシステムは、マガモ一つがいに対しての等価の羽数を固定することにより、マガモ一つがいの相場が変動するのに連動呼応して、それぞれの価格が決定されるという仕組みになっている。要するに、マガモ一つがいを一とすると、アカは一羽〇・二五、タカは一羽約〇・一四、ガンは一羽二という価格の比率を固定して持っているということ、マガモ一つがいが百円した場合、アカ一羽は二十五円、タカ一羽は約十四円、ガン一羽は二百円の値段がつくということである。そして、マガモ一つがいの相場が二倍になれば、それに応じて各鳥の値段が二倍になるということである。

このようなハヨセシステムによって売られる水鳥たちから得られる収益は、いったいどれくらいあったのであろうか。昭和十三年末、十四年初頭(一九三八末、三九初頭)にかけてのある猟師の「狩猟日記」を見ると、一人で百一円九十七銭の収益を上げていた。この金額は、当時、白米に換算すると約三百四十五キロ分にもなる。この金額の実質的な労働対価としての意味は、当時の土木工事などの賃金に換算すると約七十日分の収益に相当する。賃金も二か月以上の収入を、わずか十七日——もちろん出猟日以外にも狩猟に付随した仕事をする日があるが——の出猟で稼ぎあげたわけである。冬場、自分の居住している所から離れることなしに、これだけの収入をあげているわけで、この数値は農閑余業として、十分に経済的な副業的意義を持っていたと考えられる。当然、このような冬場に限定して行われる平地性鳥獣猟からの収入は、一年間糊口を凌げるような大きさは持っていない。あくまで、生活



空からみた手賀沼周辺 昭和22年(1947)米軍撮影のものを中心とした。現在は干拓によって多くの水面が失われた。写真/国土地理院



→手賀沼周辺 右端の木下は、銚子方面からの荷の集積地、左下方の藤ヶ谷には常夜灯(49ページ参照)がある。香取鳥見神社のある布潮は、手賀沼の真ん中に位置した。
 →布潮の夜まつりの役員香取鳥見神社の旧社殿の前に、正装して並ぶ。中世の初期にも遡るこの神事は、昭和37年(1962)が盛後となった。写真/江口行輝



「近世都市民と水鳥」

を支える全活動の一部として重要なのである。
 このような水鳥をめぐるムラと都市の相互関係はいつごろから始まるのだろうか。

近世期、江戸などの都市の人々は、水鳥を贈答品として頻りに用いており、また、線乱する都市食文化の食材として利用していた。特にマガモなど毛色の鮮やかなカモ類を歳の暮れの贈答品に用いることは、全国各地で行われていたようで、贈り物にする時には、竹で編んだ籠に笹の葉を敷き、その上に絡めた雌雄のつがい載せて贈るのが通例であった。

帳面に 鯛、鴨と いそがしき
 鴨つがひ 寒気当りの 目がくほみ

これらの川柳には、歳末の贈答の風景が詠まれており、近世期に歳暮としてカモが利用されていたことがわかる。最初の句は、歳暮を贈る時の帳面に、誰はタイ、誰それはカモと案分していく風景を詠んだものである。また後の句は、カモのつがいをもらって、よく見ると寒気に当たったためか瘦せて目がくぼんでいるという意味であるが、裏には歳暮としてたらい回しにされ、瘦せ細るカモの姿への揶揄が込められており、現代の贈り物事情と相通じるところがあつて面白い。近世後期、戯作者滝沢馬琴などは、その日記に寒中見舞いとしてカモをもらい、賞味した旨書き残しているが(馬琴日記)、この頃、年末、年始の贈答品としての水鳥の利用は一般に定着していたようである。

また、客人をもてなす振舞料理にも、カモは用いられていた。京の文人、橘泰などは文化三年(一八〇六)に著した書物の中で、友人の催す夜宴でカモ肉を饗され、これがはなはだ美味でその新鮮さに驚いたことを述べている(筆のすさび)。そこでは宴の主人は、カモの腐敗を防ぐために全身にワサビを詰め込んで、遠く加賀金沢より十六日をかけて取り寄せている。

これらの記事を見ると、カモという鳥はいかにも贈答品や、饗応に用いられるハレの食品で、一般庶民の日常的な食卓に簡単に上るような代物ではなかったようである。しかし、実際には近世期の江戸には、多くの水鳥たちが流入してきており、市中の人々によって

聞き書きによる売買比率

布瀬地方の方言	和名	売買比率	鳴き声
ハクチョウ	オオハクチョウ	随意	ホーイホーイ
ヒシガン、ヒシ	ヒシクイ	2.00	ガガンガカン
ガン	マガン	1.50	ヒーヒーガンガン
マガモ、アカアシ、アオクビ	マガモ	0.52	シーシー
メガモ(マガモのメス)		0.48	ゲーゲー
カルガモ	カルガモ	0.43	ゲーゲー
ナガ	オナカガモ	0.30	シューシュー
メナカ(ナガのメス)		0.28	コロッコロツ
アカ	ヒドリガモ	0.25	ピンヨピンヨ
メアカ(アカのメス)		0.25	
スズヨシ	オカヨシガモ?	0.25	ヒューイヒューイ
ヨシ	ヨシガモ	0.25	ケッケーケッケー
ハジロ、ハル	ホシハジロ	0.20	キュッキュツ
オオハジロ	?	0.20	?
キメハジロ	?	0.20	?
コハジロ	?	0.20	?
キンクロハジロ	キンクロハジロ	0.20	ビュルビュル
クツハジロ、クツ	?	0.20	?
タカ、タカフ	コガモ	0.14	ピリッピリツ クエクエ
アジ	シマアジ	0.14	キリリキリリ
ハシヒロ、ハシ	ハシビロガモ	0.14	クワックワツ
カフ、ハナツチロ	オオバン	0.14	キョンキョン
アイサ	ミコアイサ	-	ウィーウィー
カコ、モグリツチョ	カイツブリ	-	キリキリキリキリ

・マガモのオカモはメガモより1割高。
・のき声は、布瀬の人が聞き書きを表記。

ハヨセのシステム 手巻沼周辺の水鳥の売買は、ハヨセ(羽寄せ)で行われていた。需要と供給量により、水鳥の価格は動くが、相場はマガモ一つがい(1羽)として、それぞれの鳥種ごとに売買の比率が決められていた。右図と上表は、筆者の聞き取り調査による。イラスト/村川正敏

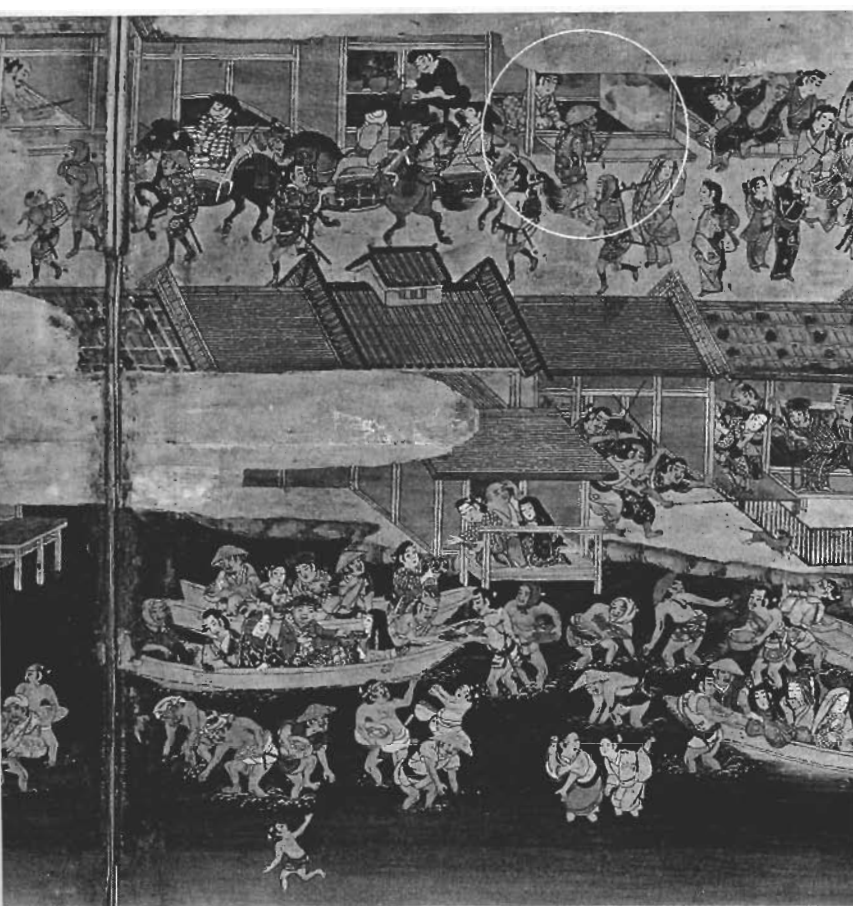


「近世初期の水鳥商売」

食材として消費されていた。最近の江戸時代遺跡の発掘データによると、出土する鳥類の骨のうちガン・カモ類だけで、その割合は約三五パーセントにもほり、他の「水辺」に棲息する鳥類を含めると水鳥の出土数は抜きんでて多いといえる。このような水鳥たちはどこからきて、どのようにして江戸に住む人々の中に供給されていたのであろうか。また、近世初期の水鳥商売の仕組みはどのようなようになっていて、それを支えたのはいかなる人物だったのであろうか。

近世初期の水鳥商売は、時の権力者が嗜好していた鷹狩と無縁ではなかった。なぜなら水鳥自体が御鷹が狩猟する鳥であったのであり、鷹場では一般庶民に供する水鳥の狩猟は行うことができなかったためである。寛永五年(一六二八)、江戸からおよそ五里(約二〇キロメートル)四方の村々が將軍家の鷹場(御鷹場)に指定され、またその外郭には御三家の鷹場(御借場)があり、江戸の近在では、一般の人々が水鳥を捕獲することは制度上不可能だったのである。ということから、江戸への水鳥の供給地の中心は、その鷹場領域の外郭ということになるのであるが、徳川幕府の敷いた鷹場制度のその後の推移の中で、鷹場内の盗鳥(密猟、隠鳥(不正規ルートからの密輸)が横行し、たびたび禁令が出されていることから、実際は少なからぬ鷹場内からの水鳥供給が想像され得る。

慶長十四年(一六〇九)に江戸を訪れたドン・ロドリゴは、江戸市中に「雁、鴨、鶴等の猟鳥、家鶏其他山の鳥類の為特別の場所あり」(日本見聞録)と述べており、近世初頭にはすでに江戸において鳥商売は行われ、その売買にあたる特定の場所があったようである。明暦三年(一六五七)頃には魚棚(魚屋)、青物棚(八百屋)とともに鳥棚(鳥肉屋)も開かれており、慶安四年(一六五二)には「鮫鮓」などとともにガン・カモ類の「肝を取、手くろう、煮し、蒲焼、仕、候間、左様之鳥堅ク商売仕聞敷事」(正宝事録)という禁令が出されるように、ガン・カモ類をそのまま売るだけでなく、肝臓を加工し別売りする商売まで出現していた。その後、「江戸っ子の初物好き」が高じたのに対



▲ 町で見かける水鳥 左は、江戸の繁華街で肩に水鳥らしきものを担ぐ男（○印）。「江戸名所図屏風」から 出光美術館蔵。右は、鳥屋。水鳥の羽をむしるが、鶏などの陸鳥、籠入りの生きた鳥も見える。「摂津名所図会」から 内閣文庫蔵

▶ 鶺鴒献上の作法 鶺鴒の方法は、鷹狩で獲った鳥を献上する手引が参考となる。「鷹札書」国文学研究資料館史料館蔵



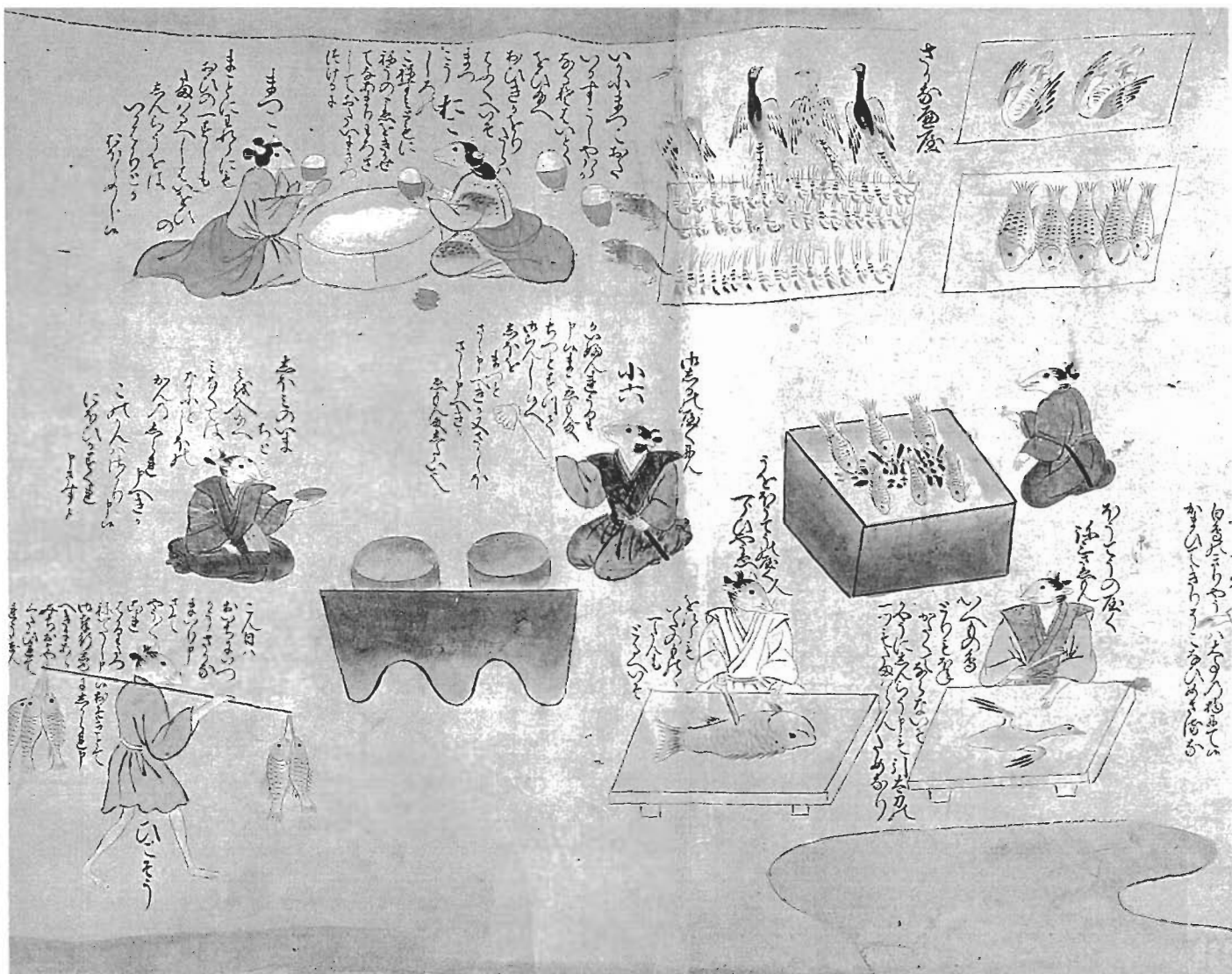
▲ シーボルト「日本」 日本人の鶺鴒の様子を書き留めた中に、水鳥の雌雄を載せた手提籠が描かれる。この時代におけるマガモ雌雄の需要がしのばれる。

▶ 現代の鳥屋 現在では水鳥も羽を取り、内臓を別に処理して流通することが多い。ディスプレイとして鳥を吊るす。東京・目白にて。撮影/堤勝雄

し、幕府は魚鳥蔬菜を食膳に供する季節を限定し、「初物」「走り物」の価格の高騰を抑制する御触を出す。その中にはカモやガンなどの水鳥も含まれており、近世初期には江戸市中で水鳥がかなり一般的に賞味されていたことが推察される。

このような水鳥商売の営みは、徳川綱吉の「生類憐れみの令」により、その存続が危ぶまれることとなる。幕府は、一連の「生類憐れみの令」政策に従い、貞享四年（二六八七）二月二十七日、食用として鳥を飼い置き、売買することを禁ずる町触を出した。これは従来より販売用にストックしておいた鳥を捌けなくなるといふことで、鳥商売をするものにとつて由々しき事態である。しかし鳥屋も負けてはいない。早速、鳥の在庫を処分し始めたのであろう、翌日には追って次のように急な処分を成める御触が幕府から再布されることになる。

昨日御触ニ付、只今迄飼置候鳥、俄ニしめ殺申



鳥を食ふは、江戸の風習なり。鳥を食ふは、江戸の風習なり。鳥を食ふは、江戸の風習なり。

者可有之候、為食物いけ置候魚鳥、俄二殺候儀無用ニ仕へし、若しめ殺候もの有之候ハ、曲事ニ可被仰候
(正事録)

当時の鳥屋たちのたくましが読み取れるものとして、この追加の町触は興味深い。ただこれ自体は食鳥売買の風習を抑制するもので、厳格に鳥商売を禁止するものではないのであるから、江戸町人に嗜好されるぐらいの水鳥はまだ流通していたわけである。

幕府はそれより十二年後の元禄十二年(一六九九)九月、江戸の「御曲輪内之町々」での鳥商売を禁ずるより厳しい触を出し、さらに翌年正月にも同様の禁令を出し、店での売買、振り売りを禁じた。しかし、これとても「御曲輪」外の町々では鳥の売買を容認しているのであり、江戸市中への水鳥の供給が完全に途絶えることはなかった。同年十月の町触では「鳥持あるき候者も相見候間、振売等堅仕間敷候事」と、一向に町中から鳥が消えぬことから、指定区域外(御曲輪内之町々)の鳥商売禁止を再確認しているほどである。

宝永二年(一七〇五)、ついに江戸中の鳥屋に飼鳥や塩鳥などの鳥商売までも禁止(鵜籠籠中記)、以後、綱吉の死の直前の宝永六年(一七〇九)正月八日まで、その禁止は触れ出される。だが、この正月八日の町触にも「鳥商売いたし候者有之由相聞候」とあるように、生類憐れみの一連の政策によって、江戸の鳥商売を根絶することはできなかったのである。綱吉死後すぐに幕府が、江戸中で古くより生類・鳥類商売をやってきた者に遠慮なく商売してよい旨申し渡すことにより、この水鳥商売は息を吹き返した(日本財政経済史料、七)。

以上のように、「生類憐れみの令」はその施策の前後で、水鳥商売を制限してきたわけであるが、その一方で鷹場制度を弱体化させる役割も果たした。元禄六年(一六九三)九月には大名の鷹狩も禁止され、江戸周辺の鷹場は名目だけのものになった。そのため管理支配が従来のように行き届かず、密猟が横行し、治安の緩みが目立つようになった(村上直・根崎光男「鷹場史料の読み方・調べ方」)。綱吉の死後しばらくの間、鳥殺生が実質的にかなり自由となり(塚本学「生類をめぐる政治」)、水鳥商売も復興したとあいまって、



・水鳥を扱う魚屋 ネズミを戯人化した「ねずみ草子」(15世紀)の中では、店先でも調理の場でも、魚と水鳥が同等に扱われている。東京国立博物館蔵

・大群をなす水辺のカモ 冬期、日本全土の湖水、湿地、河川でみられる。写真/ネイチャー・プロダクション

・現代も川魚問屋で もとも農閑期の漁猟の一部が場合によっては水鳥猟だったため、川魚問屋が水鳥を扱うことが多かった。1992年11月、岐阜の2軒の問屋で。写真/菅豊



水鳥の生産、流通、消費は活性化し、結果、水鳥資源の減少という状況を引き起こしたのである。

【水鳥管理制度】

享保元年(一七一六)、将軍職に就いた吉宗はすぐに「鷹場御法度」を出し、鷹場制度の復興と再編にのりだした。当時、鷹場内での鳥殺生に携わっていたものを徹底して取り締まる御触を繰り返し出している。鷹場内の鳥殺生の禁制が「生類憐れみの令」の後、一時緩んだことにより、鳥が激減したために、ついに享保三年(一七一八)には、三年限で、水鳥全般の利用、商売の制限令を打ち出すこととなる。

一、鶴白鳥菱喰雁鴨生鳥塩鳥共、三ヶ年之内ハ献上之儀無用可仕候。此外之鳥上ヶ乗候ハ不苦候事、但、初鶴初菱喰ハ献上可仕候事。

一、鶴白鳥菱喰雁鴨生鳥塩鳥、三ヶ年之内ハ音物并振舞之料理ニ違ひ候事無用ニ候。此外之鳥ハ音物料理等ニも違ひ不苦候。雁鴨為養、生給料相用候儀、勝手次第之事。

一、於江戸鳥商売仕候儀、三ヶ年之内ハ町中ニ鳥問屋拾人ニ相極。雁鴨ハ不及云、小鳥飼鳥ニ至迄、右之者之外ニ而ハ鳥商売仕間鋪候。且又相極拾人之者より御鳥見判形を申請、拾人之者致添判、鳥差越候者之方江渡し置。鳥数之儀は其在々之名主より証文相添可申候。右判鑑并証文無之鳥一切商売仕間鋪候事。

但、御鳥見判野廻り之共も、鳥を持出候者ニ出合候ハ、相改、若判鑑持不申者有之候ハ、留置、可逐吟味事。

一、近国知行所より鳥取寄候面々ハ、御鳥見判頭判鑑ニ手前之添判致、取寄可申候事……(正室事録)

この水鳥保護令は観念的な動物愛護精神により生み出されたのではなく、実質的な水鳥資源の確保のために発せられたもので、その眼目は①「初鶴」「初菱喰」以外の水鳥の献上をむこう三年間制限する、②水鳥を養生に用いる以外は、三年間、贈答や料理への使用を制限する、③江戸の水鳥問屋の数を三年間は十軒に制限し、それ以外の鳥商売を禁止する、④水鳥を近国から取り寄せる者たちは、鳥見判頭(鷹場を管理する役



→遊里の酒肴 大坂川口の遊廓での男女の戯れの隙では、馬・鯛・貝・大根と賑やかに料理の準備が進む。「川口遊廓 園屏風」から 個人蔵

→がん鍋屋 入れ込みの二階座敷で、浅めの雁鍋が煮たつ。「琴声美人録」から 都立中央図書館蔵



→鴨肉のたたき 鴨の首、あばら骨などの軟骨部分を重い包丁で2時間ほどたたいて作る。写真は、鳥新主人の伊藤家義氏。



→鴨鍋 鴨の胸肉、たたき・肝臓、そしてセリ・長ねぎなどの野菜が材料。浅鍋に割り下を入れ、すき焼き風に食す。昔ながらの調理法で供す長浜・鳥新にて。撮影/堤勝雄

四年後の享保九年(一七二四)、在々の鷹場で盗鳥し、江戸表へと運び商売する者が後を絶たなかつた。これに業を煮やした幕府は、江戸の水鳥問屋を十八軒に制限し、その他の仲買をはじめ脇店、小売りに至るまでの鳥商売を禁止した。さらに徹底するために、翌正月にはすでに制限した水鳥問屋を再吟味し、またその数を減らしていく。盗鳥流通を江戸に入る段階で断つことよって密猟自体を抑制するという点が、この時代の統制の要目である。すなわち盗鳥を売買する者がいるから、密猟が絶えないという考え方であり、それほどまでして水鳥を希求する市場が存在していたというのである。幕府は水鳥管理制度を強める中で、先に述べたような水鳥問屋の水鳥問屋への一本化とともに

【水鳥問屋の制限】

職)の許可を得て、公式のルートで流通させる、などといった点にあった。この御触から享保当時、ツル、ハクチョウ、ヒシクイ、ガン、カモなどの水鳥が生きたまま、あるいは塩漬け(塩鳥)にされて、献上品や贈答品(音物)、料理に利用されていたことがわかる。特にそのシーズンの最初に取れた「初鶴」「初菱喰」は珍重され、この水鳥保護の施策の中でも献上が継続された。また、ガン、カモを病人の養生に用いることは認められており、これら水鳥は「薬喰い」の対象にもなっていたようである。

以上の時限付き水鳥保護令は目的を達したのであるうか、享保五年(一七二〇)に若干緩和されることとなる。具体的には①ツル以外の鳥の献上、音物への使用許可(ただし数量制限)、②水鳥問屋の自由開業許可というかたちで、水鳥に関する規制は緩和される。だが、振舞の料理への使用を依然禁止しており、また水鳥問屋に対しても、遠郷よりもたらされてきた水鳥に付されている証明となる「判鑑札」を鳥見組頭へ提出することを義務づけ、鷹場などの「御停止之場所」より出したいわゆる密猟の鳥を決して取り扱わぬよう念を押していることから、水鳥流通のヤミの非公式ルートは根絶できていなかったと見る方が妥当であろう。これは数年後、再び水鳥問屋の数を押さえ込んだことからも明らかである。



ハレの料理 ハレの日の料理に、水鳥や魚が附かれる台所風景には一定のパターンがあった。51ページ「四季日待図巻」参照。「酒飯論」(14世紀)から 三時知恩寺蔵

遺跡名	鳥の種類																	
	水鳥-陸鳥の別	ガ	カ	サ	ウ	タ	ハクチヨウ	ア	ニワトリ	ウスラ	キ	カラス	モ	スズメ	ヤマシギ	ヒヨドリ	ワ	ハ
		類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類
一橋高校		28	30	2	1	-	2	-	21	-	-	1	-	-	-	-	-	-
東大法文		4	40	-	-	17	-	-	-	45	6	-	38	-	-	-	-	-
東大御殿		12	121	8	-	-	-	-	1	-	10	-	-	8	50	53	1	-
東大病院		46	86	-	-	-	-	1	10	-	4	-	-	-	-	-	1	-
真砂第2		2	29	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-
勳板		11	-	14	-	-	-	-	2	-	30	1	-	168	-	-	1	97
葛西城		22	6	16	44	-	-	-	34	-	4	73	-	-	-	-	-	1



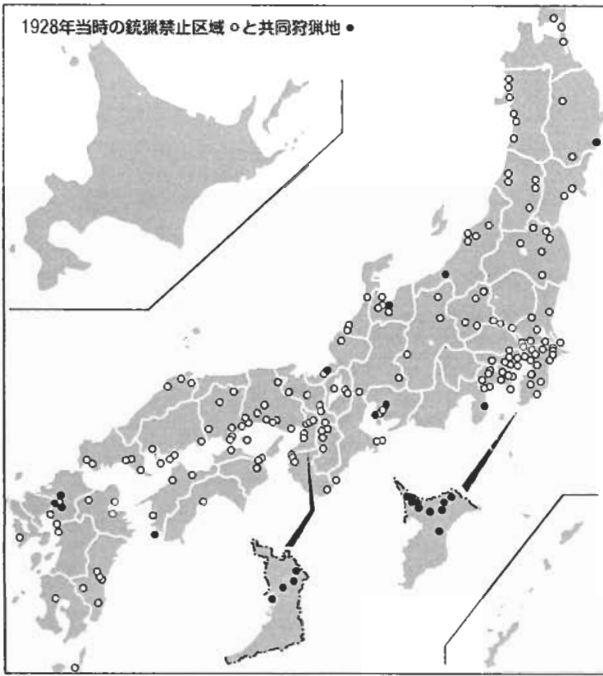
江戸のごみから出た獣骨 大ごみ溜と化した下級御家人拜領地からは骨や貝殻も出土する。写真/新宿区教育委員会

江戸の遺跡から出た鳥の骨 葛西城は將軍鷹狩の暇舎跡、勳板は鷹匠屋敷跡なので、このカラス・スズメ・ハトは鷹の餌、ガン・カモ・サギは鷹狩の廃物と考えられている。表は新美倫子氏作成



『当流改正節用料理大全』に見える鷹 陸鳥のうちニワトリは江戸時代後半からかなり食されるようになる。都立中央図書館蔵

1928年当時の銃猟禁止区域と共同狩猟地



ワシの出現におびえるカモ 写真/ネイチャー・プロダクション



に、問屋の專業化を進めた。

吟味の結果、すでに認められた水鳥問屋の中に、それを一式（專業）とせず、仲買や魚商売を兼業する者がいることが明らかになった。また、以前は鳥問屋を営んでいたが、近年は仕入金も支払えないような状態で鳥を扱えなくなっている者、在方から直に水鳥を仕入れるのではなく、他所にきた鳥を横流しして売る者、その上、別の町で隠れて開業する者などもあった。さらにその年、鳥が払底したために仕入金を送っていた在方は鳥の出荷ができずにいたが、その代わりに魚荷物を引き受けこれを横流しすることによって補填する者もいた。これらの者に対し、幕府は水鳥専門問屋でないというだけでその鳥商売を許可せず、一式問屋と認めた六軒だけに限定することとなった。

上記のような川魚商売と水鳥商売の兼業は、幕府の水鳥管理制度に違背する商行為とされるものの、鳥問屋にとってこれは至極普通の経営形態として営まれていたであろう。なぜなら、水鳥の生産地は湖や川に隣接する「水辺」なのであり、そこでの生計活動は、水鳥猟に限らず、漁撈、採集などが複合的に営まれていたからである。つまり水鳥の猟師は、片や魚の漁師でもあったわけで、そのような在との経済関係を取り結ぶ中で、それを売買する商人も複合的な産物を取り扱えたということである。先に述べた千葉縣布瀬が、水鳥の生産地であったとともに、ウナギなどの淡水魚の生産地でもあり、「水辺」の産物を通じて消費地江戸と密接に繋がっていたことはすでに述べたが、このような「水辺」をめぐる複数の産物からあえて自ら単品だけに取り扱いを限定する必要もなかったのである。

このように鳥以外の産物を扱う商人が水鳥商売に手を染めることは、かなり横行していたようである。鳥商売を許された六軒の者たちは、水鳥密売防止のため、見回りに疑わしい玉子売りや魚屋の荷物を検査する権限を幕府に頼み出て認められている。このようなヤミで流れる鳥の消費者は、町人ばかりではなかった。武家方ですら、水鳥を入用の時は出入りの魚屋などに申し付けて入手していたらしく、この魚屋には鳥問屋から仕入れ、余ったものを横流ししたり、また密猟鳥に手を出すものもあったようである。そのため幕府は、



▶ 伝統狩猟の残ったところ 明治政府は、近代狩猟法整備の段階で、旧来の狩猟地使用の慣例を「共同狩猟地」として尊重した。手賀沼もその一つ。たとえば明治20年公布の狩猟法第7条では「従来地方ノ慣行ニ依リ一定ノ区域内ニ於テ共同狩猟ヲ為ス者」に、その狩猟地の継続使用を認め、銃器以外の伝統的狩猟技術(たとえばモチナワ猟)が継承された。また、「銃器禁止区域」には銃器以外の狩猟技術は認めたとこともあり、この法規にも、鳥獣保護とともに伝統的狩猟の旧習を尊重する意図が込められていた。

▶ 鷹狩の訓練 「江戸図屏風」から 国立歴史民俗博物館蔵

▼ 鷹狩の方法 戦前の宮内省には鷹狩の方法が伝わっていた。①鷹場に出る鷹匠。②鷹が飛び立つところを探す。③鷹を鷹に合わせる。④鷹を飛ばす。⑤鷹が鷹を押さえる。宮内省では、鷹狩のほか、鹿狩・網狩・罟狩と、伝統的狩猟法の継承に努めていた。1935年江戸川筋、新浜御猟場にて。これも堀内謙位撮影。写真/堀内智実



【ある水鳥問屋の肖像】

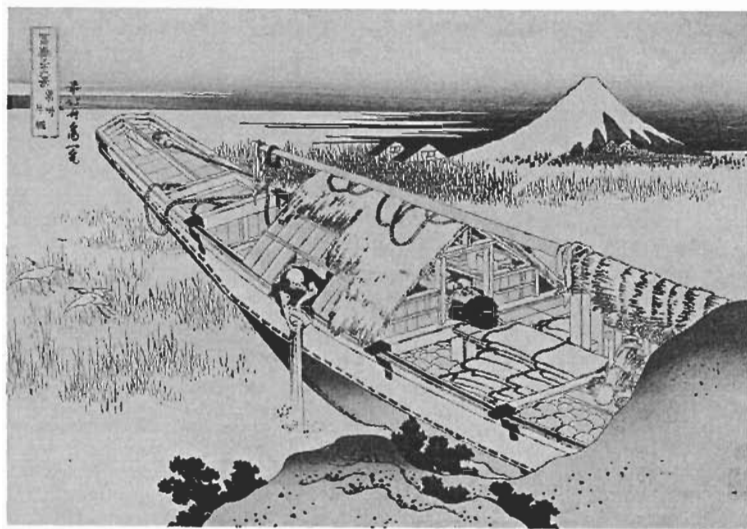
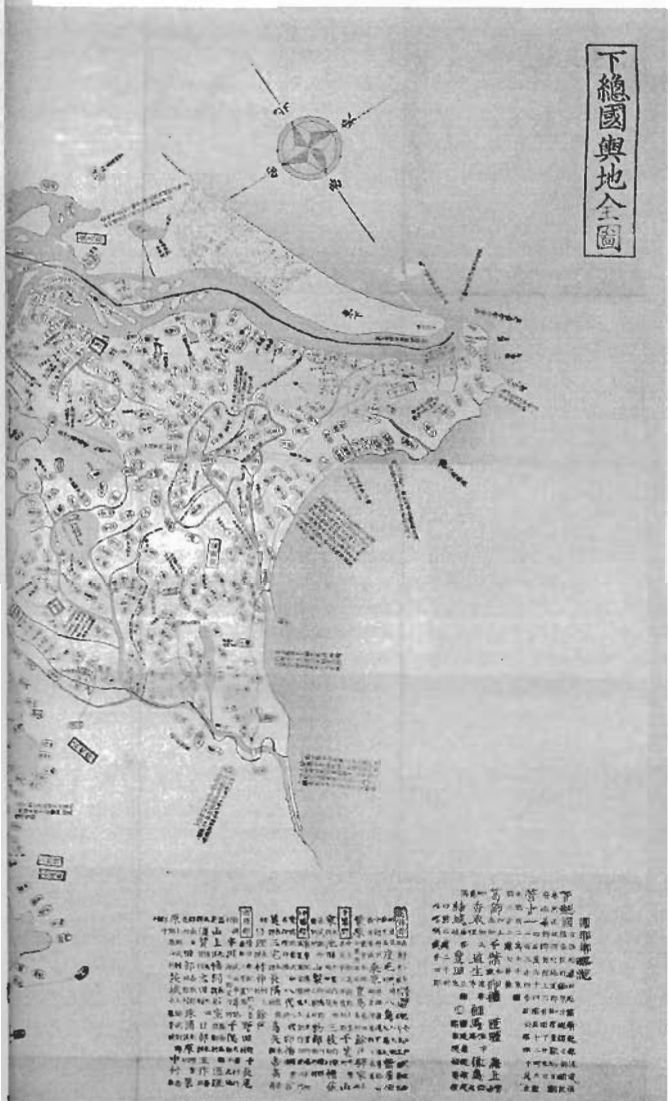
享保九年に水鳥問屋が十八軒に制限され、それが翌年さらに六軒に減らされたことは先に述べたが、この六軒に減らされた時に、水鳥問屋からははずされ鳥商売の権利を剝奪された者の一人に「伊兵衛」と呼ばれる男がいた。この男は江戸に名だたる豪気の器量者であったよう、当時の書物にその行跡が記してあるので紹介しよう。

彼は東国屋の屋号を持ち、東国屋伊兵衛の名は世上に知らぬ者のないほどで、彼が安針町(日本橋界隈)でやっている水鳥屋はとも有名であった。彼は今は隠居して悠々自適の身で、毎日、芝居や新吉原などに通い、夜は講釈へ欠かさず出て楽しんでる。

この東国屋伊兵衛は、今の世広く世間に名の通った

武士にも鳥問屋からの直接購入を命じている。以上のような、享保期に矢継ぎ早に出された鳥商売の統制政策は、鷹場制度の再編成と軌を一にするものであるが、この時代にはすでにかなりの水準で市中へ水鳥が流入しており、市中でもその産物に対する欲求は十分に高まっていたことが、その政策の遂行過程を見ることにより明らかになる。幕府は正規に売買される鳥には目印となる「羽印」を付け、密猟鳥の流通を取り締まっていた。また、延享元年(一七四四)には「会所」という水鳥荷物の検査所を設け、そこで一手に荷物改めを行ってから、水鳥問屋が売買するという幕府公認の仕組みができていた。しかし、その後も十数年おきに水鳥統制の御触が出され続けることからも、幕府の一連の水鳥管理が行き届いていたかどうかは慎重に判断すべきであろう。とりあえず幕末期の天保十三年(一八四二)、問屋組合が停止されるまで、この表向き限定された流通システムは継承される。

天保十三年以降、「会所」は「改所」と名を変え、御用の鳥を選び分けた後、新しく水鳥問屋を開業した者も自由に売買できるようになった。しかし、実際は新規の水鳥問屋を始める者はいなかったよう、嘉永の間屋組合再興時には、旧来の水鳥問屋のみが再び認められている。



高瀬舟 利根川の物資輸送を負った。葛飾北斎「富嶽三十六景」東京国立博物館蔵

粋な人であり、芝居者、芸者などにこの人を敬わぬ者はいない。若い頃は器量自慢してあちこちで喧嘩口論し、さらに鬼のような者どもに一度も後れを取ったことがない。また博打場に身を置いて活躍した。彼は水鳥の「もち烏縄」のことで入牢させられたが間もなく出牢し、その入牢中も御然の御用を務めていた。この頃御側衆の渋谷和泉守殿と懇意にしていた。

東国屋伊兵衛は、先年御業鷹の御用の時、樵さえ入らないような日光の山奥へ入った。そこは土地の者に魔所とされるところであったが伊兵衛はかまわず奥へ入った。ついて行った百姓どもは大いに恐れて、帰ることを懇願したが聞き入れられることはなかった。それで百姓どもだけは恐れて麓へ帰り、伊兵衛一人でそこで夜を明かすこととなった。翌朝、昨夜きつと天狗に伊兵衛がさらわれたに違いないと人々は噂し、大勢で奥山へこわごわ見に入ったところ、伊兵衛は大きな岩角

▲布瀨の周辺 鏡子・九十九里地方の鮮魚は、利根川を上り千葉県佐などの河岸に陸揚げし、布佐一白井一徳ヶ谷一行徳へと抜ける木下街道を利用して江戸へと運ばれていたが、江戸中期以降、布佐一藤ヶ谷一高柳一松戸河岸の鮮魚街道にその中心は移った。松戸河岸からはさらに舟運で日本橋の河岸へと運ばれた。このような流通路は、周辺地域と江戸を強く結びつけ、商品としての水鳥の江戸供給をも可能とした。「下総國輿地全圖」 成田山雲光館蔵

○印が布瀨、右端が鏡子。

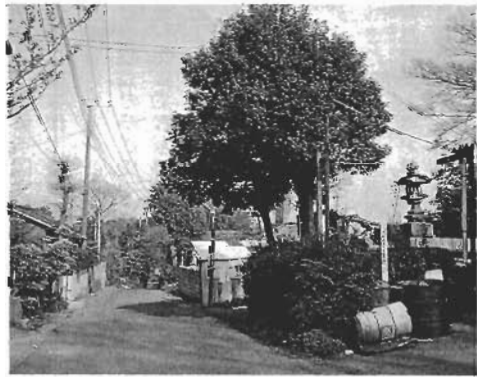
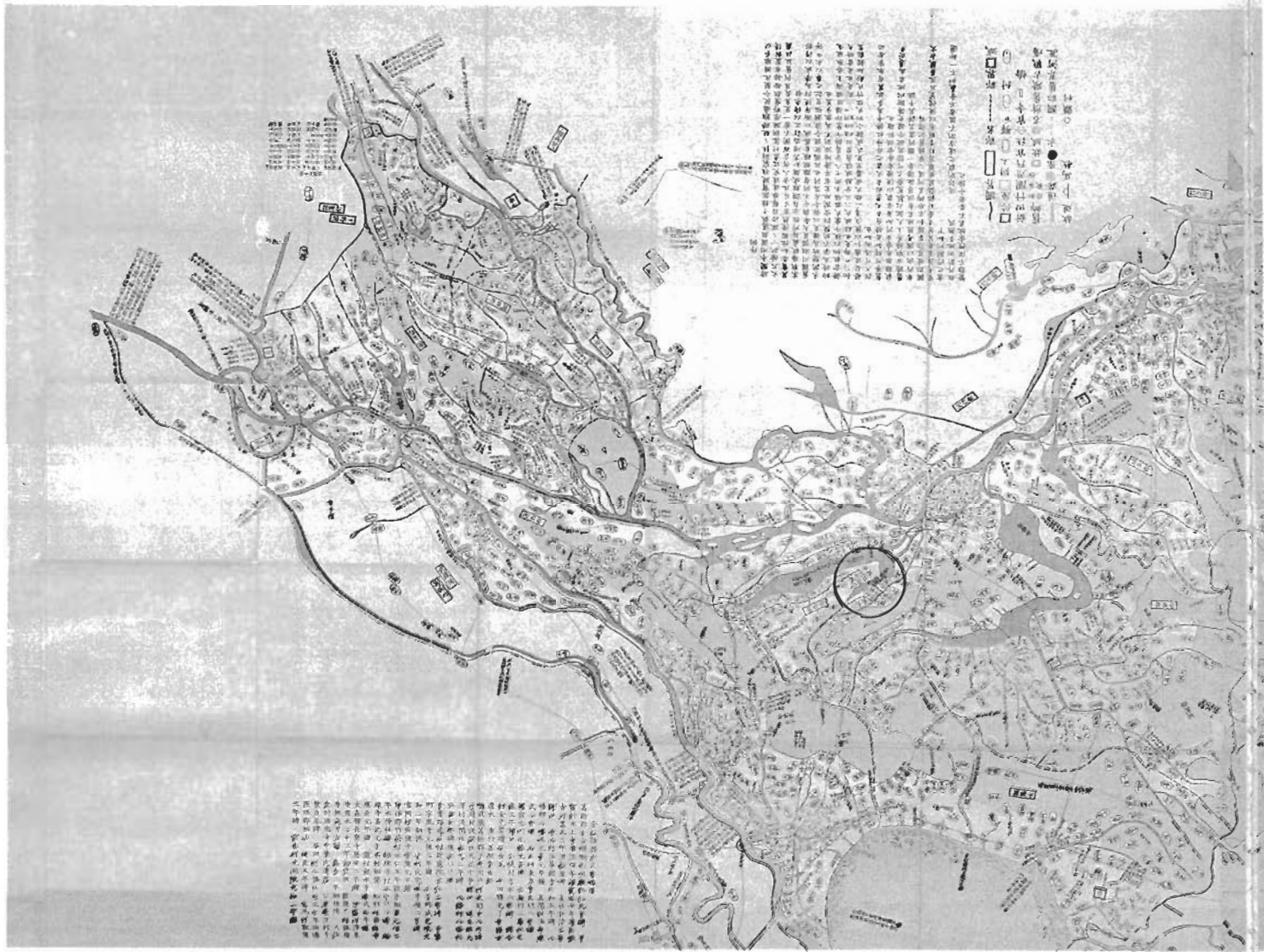
を枕としぐっすり眠っていた。皆は伊兵衛が元氣そうであったので、昨夜何か怪しいことはなかったかと尋ねた。すると彼は「よく寝入っていてまったく気づかなかった」と答え、その勇気のほどに人々は驚いた。

その後、日光の御普請が始まり、再び東圃屋伊兵衛が日光へ参ると、当地の者は、伊兵衛殿は先年魔所に入っただけで一人でおられた奇妙な人なので、この人に天狗のまじないの御守りをもらおうということになった。伊兵衛は天狗の御守りとして、小菊の鼻紙を小さく切り、裏に印形の判を捺したものを入りにくられてやっただころ、人々は大いに喜んで家々に張った。今でも伊兵衛の天狗除けの守り札が日光あたりに多くあるのは面白いことだ。至極威勢のよい男で江戸では知らぬ者はない。

この正月の大火で芝居者が焼け出された折、伊兵衛が直接芝居小屋の近辺を見回って、有名な役者を自分の家へ連れ帰り、人々にそれを自慢した。まことに閑達な者である。

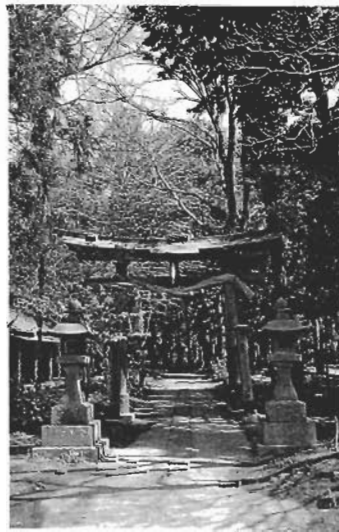
私(当世武野俗談)が夜講釈を聞きに行った時、東国屋伊兵衛は毎回来ていたが、ある時伊兵衛は、「肥前島原のキリシタン」探(島原の乱)の折、西国の諸侯はお骨を折られた。今時分あのようなことがあつたら、町人に請け負わせて打ち潰すと費用が少なくて済む。この伊兵衛ならその入札に最も安い札を入れるであろう」と言い、一座の者を大いに笑わせた。皆が天時名高き仁であると言うほどの器量者である。(当世武野俗談)

このように東圃屋伊兵衛のその器量のほどは江戸中に知れ渡っていたわけであるが、その伊兵衛が取り組んでいた商売こそ水鳥商売なのであった。芸者や芝居の者、講釈師など遊藝の者のペトロン的な存在となるには、十分な経済的な裏付けがなければならなかったであろうから、水鳥商売の経済的意味を考える上で大いに参考となる。喧嘩をいとわず、博打で活躍し、入牢経験も持ち、田舎の迷信などはものともしないという威勢の良さは、水鳥問屋を営む上で鍛えられたものか、それとも彼独自のパーソナリティーによって育まれたものか断言できないが、このような魅力ある人



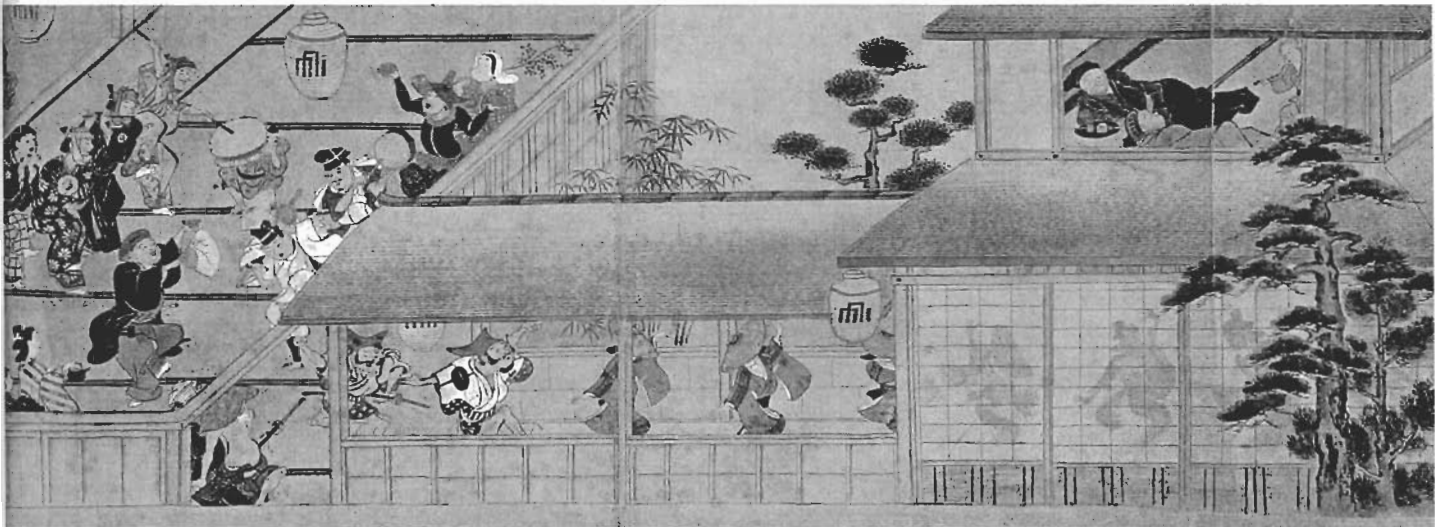
旧鮮魚街道の常夜灯 仲継茶屋相馬屋に立つ常夜灯（これは明治12年=1879のもの）。道の向こうが灘子方面。撮影／安藤洋児（右も）

■香取鳥見神社の鳥居 舌状台地の要地布瀬が鳥糞の粕浜で、その最先端に神社は位置する。



物が水鳥流通の現場に立ち会っていたことは興味深い。先に述べたように、水鳥商売には権力が大きく関与し、幕府の管理統制がなされていた。しかし、実際はその隙間を縫うようにアンダーグラウンドの流通システムが存在し、少なからず市中には密猟の鳥が入り込んでいた。また、そのようにしてまで水鳥を求める、江戸の人々の食欲は高まっていた。推測の域を出ないが、そのような状況で水鳥商売を営む者には、東国屋伊兵衛のような剛胆さとアンダーグラウンドに精通する能力が必要だったのでないか。彼の才覚は、鳥商売をめぐって遺憾なく発揮される。

伊兵衛は「もち鳥籠」の一件で入牢した経緯を持つが、これは当時鷹場で禁じられていたモチナワ猟の鳥に何らかの関与をしたために、咎められたものである。



江戸の軟業 都市には水鳥で巨利を得る素地が出来上がっていた。「四季日待図巻」から 出光美術館蔵

徳川幕府引継書から 享保10年(1725)、水鳥問屋を6軒だけに制限するが、この時、従来より水鳥商売を行っていた伊兵衛(東国屋伊兵衛)はその権利を失う。その後、問屋の権限を剥奪された者の後任をめぐって、伊兵衛は復讐運動を展開する。伊兵衛は、將軍家が鷹狩に用いる鷹(御鷹鷹)を上納することによって、念願の水鳥問屋復帰を果たすこととなる。()内は図版に掲げていない。国立国会図書館蔵

伊兵衛の名は享保三年、水鳥問屋が十軒に制限された時から見られ、享保九年に鳥問屋が十八軒に制限された時その名は散見できる。しかし、享保十年の六軒に制限した時点でその名は消える。それは、この入牢の一件によるものと見て差し支えなからう。彼はこれによって、水鳥問屋の公的な営業権を喪失することとなるが、世武野俗談にも入牢中も安針町で御鷹の御用を勤めていたことが書かれているように、鳥をめぐる商売から完全に遠ざかったわけではなく、その周辺で水鳥商売への復活を目指していたようである。

(一) 水鳥問屋六人相極め候儀は、享保九年(一七二四)五里四方御鷹場所、其の外在々御振飼場二而盗鳥致し、江戸表は差し出し、寛貞仕り候儀二付、江戸表二鳥問屋・同仲買・脇店小売等の者、数多之れ有り候而は、吟味も行き届かざる二付、大岡越前守町方勤役(南町奉行)の節、吟味の上、同十巳年(中略)都合六人水鳥問屋申し付け、(中略)六人の内、小左衛門、七左衛門儀、不調法之れ有り、株取り放たれ、残る四人二而相勤め候処、元文五年(一七四〇)、伊兵衛と申す者、御鷹鷹上納の儀申し立て、助成として、水鳥問屋式軒相願い、水野備前守町方勤役(南町奉行)の節、鷹の通り申し渡し、其の後、明和八年(一七七二)牧野大膳守勤役(南町奉行)の節、右伊兵衛水鳥問屋式ケ所の内、セケ所第五郎兵衛は相渡し、五郎兵衛儀も別段冥加として、御鷹鷹上納、仕る可き旨相願い、是又願の通り申し渡し、唯今以て都合六人二而、右の内四人は、御鷹御用相勤め、兩人は右御用相勤め申さず……

この時、伊兵衛が行った御鷹の御用とは具体的には、御鷹請負人である。享保十年十月に吹上御鷹部屋の御鷹請負人として伊兵衛と申すも他一名が勤め始めたとされており(撰要類集)、この伊兵衛が東国屋伊兵衛に比定できる。御鷹請負人とは、鷹の飼育に使う餌の鳥を餌差より集荷し、幕府に納入する役割を持つ。元はこの餌鳥を確保する任務は、幕府の役職の中に位置付けられていたが、享保七年(一七三二)、それが廃されることにより町人の請負餌差が開拓された。これに水鳥問屋の権限を失った伊兵衛が、遅れて加わったものと考えられる。

その後、元文二年(一七三七)、先の享保十年に鳥商売の権限を失効させられた元鳥問屋たちが、その復権を幕府に願ったが許されなかった。ところが、下ること二年後、東国屋伊兵衛だけに失地回復の一大好機が訪れた。水鳥問屋の二人が「不埒有之」につきその職から召し放されたため、水鳥問屋の定員が空いたのである。この後任をめぐって、二人の者が、手広く盗鳥の吟味をすることを条件に新規開業を願い、鳥見役人がこれを受けて上申している。

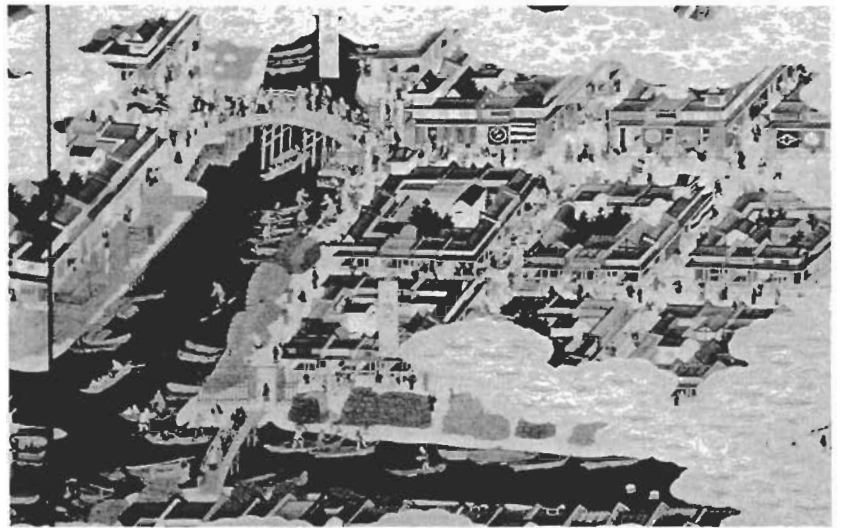
この機に東国屋伊兵衛も、黙って手を拱いていることはなかった。御鷹餌鳥請負人伊兵衛もこれに対抗して、この時、水鳥問屋の開業を願い出たのである(撰要類集)。だが伊兵衛の水鳥問屋復帰の戦略は、他の二人とは大きく異なっていた。伊兵衛は、近年、御用の鷹の品質が低下していることに目をつけ、自分自身が巢元に行つて、良質の鷹を差し上げる御巢鷹の御用を引き受けることを条件に町奉行に開業を願った。重ねて願い出ることによって町奉行は御側衆の渋谷和泉



江戸の日本橋界隈 東国屋伊兵衛は「世上に知らぬ者なし。安針町水鳥屋第一なり」(当世武野俗談)と謳われた。安針町とは今の日本橋付近。用運で物資の集積する地である。「江戸図屏風」から 国立歴史民俗博物館蔵



東国屋 東京・神保町に東国屋という肉屋がある。由緒について亡き先代が語っていたというが、現在では伊兵衛とのつながりは不明。撮影/堤勝雄



守に取り次ぎ、渋谷は良質の鷹の上納と引き換えに水鳥問屋を許可する旨約した。そこで伊兵衛は約にたがわず、元文五年(一七四〇)に「菓鷹十居、菓廻り鷹一居」を差し上げ、その後も鷹を納めることを相願い、渋谷和泉守は時の老中本田忠良にお伺いを立てた。その結果、鳥見役より上申した二名は許可されず、元文六年(一七四一)二月、伊兵衛ひとり念願の水鳥問屋開業を果たすこととなる。御鷹御用と結びつける伊兵衛の戦略が功を奏したことは言うまでもないが、それとともに町奉行を介して、上級官僚である御側衆の渋谷和泉守に接触したことも無視できない。当世武野俗談¹⁾によつて、東国屋伊兵衛が「御側衆御出頭頭渋谷和泉守殿と云う人、甚^{はなはだ}懇意^{こんい}」であったことがわかるが、このような上級官僚との「関係」は水鳥問屋復帰の運動の中で取り結ばれたのかもしれない。

以上のように東国屋伊兵衛は十六年の歳月を経て、ようやく水鳥問屋への復帰がかなった。東国屋伊兵衛の破天荒^{てんぱくわう}で魅力的なキャラクターは、その東国屋の評判を江戸中に轟^{とどろ}かせるに十分であった。

鳥の啼^な 安針町の 椽^たの下
 明日知らぬ 鷺^{さぎ}に餌^えを飼^かふ 東国屋
 東国屋 春^{はる}はつばめも 軒^{のき}を借^か
 水鳥の 羽音^{はねね}でメル 東国屋
 青首^{あおくび}の 受判^{うけはん}をする 東国屋
 ギツギツの 肉^{にく}を安針町で買^かひ
 (＊青首はマガモ、ギツギツはガチヨウウのこと)
 これら、柳多留^{やなぎたるとま}に収載されているたくさんの川柳は、東国屋の水鳥商売が江戸で人口に膾炙^{かいし}していたことを示す。その活躍は江戸を離れて、東関東の一小村までにもその足跡をとどめることとなる。これが冒頭紹介した手賀沼の水辺、千葉県の布瀬の鎮守に残る碑文である。そこには東国屋伊兵衛が村へ多額の寄付を行った事実が刻み込んであった。もちろんこの伊兵衛は、享保期に活躍した伊兵衛ではなくその末裔であるが、「水辺」の獵師たちによって獲得された水鳥を、都市住民たちに供給する役割は、代々、水鳥問屋東国屋として継承されてきた。布瀬の石碑は、この水鳥の産地と、都市の水鳥問屋との繋がりの深さを示している興味深い。

(菅 豊)

より深く。より豊かに。
興味深いテーマで歴史の核心に迫る!

朝日百科 日本の歴史・別冊
歴史を読みなおす 全24巻

9 中世の村を訪ねる

●定価各980円(税込)
●A4判変型 ●72ページ(カラー36、モノ36)

〈責任編集〉石井 進

いま、日本の村が
変わろうとしている。
中世の村を歩く最後のチャンス。
古道、田畑、石造文化財、
祭りや年中行事などを手がかりに、
中世の村へ旅立とう。



佐波の野浦村

次回配本
6月8日発売

以下続刊

(7月刊)

22 「監獄」の誕生

(8月刊)

21 立国の時代

各巻読み切り。全巻を通すとまったく
新しい日本通史が浮かびあがります。

全巻構成

白抜き数字は既刊

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
自動車が走った	桃太郎さかし	「監獄」の誕生	立国の時代	村の手習塾	「髪結新三」の歴史世界	ひとと動物の近世	行列と見物物	安土城の中の「天下」	城と合戦	環日本海と環シナ海	家・村・領主	洛中洛外	「木」の語る中世	中世の旅する人々	中世の村を訪ねる	武士とは何だろうか	中世の館と都市	平安京と水辺の都市そして安土	大仏と鬼	遣唐使船	天武・後白河・後醍醐	古墳はなぜつくられたのか	縄文物語
中野節子	藤野野矢	安丸良夫	飯野英治	高橋繁	百田学	塚本学	知念ひ	大西清	藤本久志	杉井敏夫	藤原久志	高橋繁	藤田謙哉	山本幸司	石井進	五旗文彦	網野繁	大崎和雄	東野治之	藤野野矢	日太一	高橋繁	



第1期全12巻 好評発売中!

「歴史を読みなおす」専用ボックスファイル 12冊収納 定価1400円(税込)

朝日新聞社 ※お求めは書店、ASA(朝日新聞販売所)でどうぞ。